

東区内のイベントに出店する食品事業者の皆様へ

注意!!

取り扱うことができる食品や調理工程に制限がありますので、概ね2週間前迄を目途に東衛生課へ相談をお願いします。

～出店までの流れ～

1. 事前申請

イベント等で食品を取り扱う場合、仮設や臨時の営業許可が必要です。許可を取得していない事業者の皆様は、営業開始前までに東衛生課の窓口で許可申請を行ってください。

	仮設営業	臨時営業
取扱品目	1 施設につき 1 品目	
営業場所	福岡市内一円	当該イベント限り
許可期限	6年	当該イベント限り
手数料	¥10,000	¥3,000

申請時に必要なものは以下のとおりです。

- ① 営業許可申請書
 - ② 図面
 - ③ 提供食品・調理工程を記載した書面
 - ④ 食品衛生責任者証明書類（調理師免許、食品衛生責任者養成講習会修了証 等）
 - ⑤ 施設一式（仮設営業の場合のみ申請時に必要）
 - ⑥ 手数料（納付いただいた手数料は還付できません）
- 窓口に様式を用意しています。
申請時に記載をお願いします。

2. 施設調査

施設調査で施設に不備がないことが確認できましたら、許可となります。
必要な施設については裏面を参照ください。

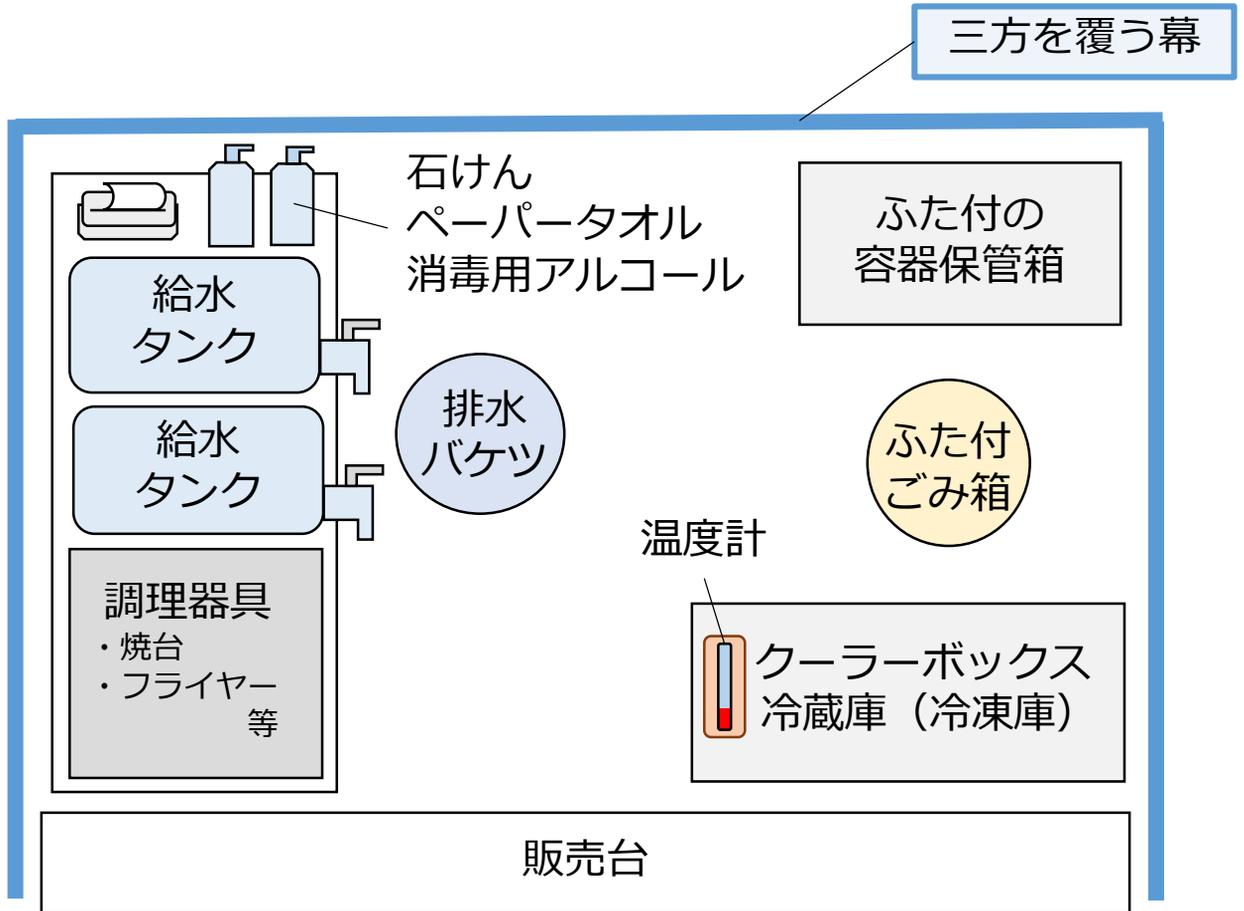
- ① 仮設営業の場合
事前申請時に施設の確認を行います。
保健所へ来所される際に施設一式をご持参ください。
- ② 臨時営業の場合
イベント会場で施設の確認を行います。

（裏面に続く）

～仮設・臨時の営業許可に必要な施設～

1品目につき、下記の施設が一式必要になります。

2品目扱う場合は下記の施設を2つ用意していただきます。



- 衛生的に作業できる広さ
- 風雨を防ぐことができる構造
- 器具及び容器包装の保管箱
- 流水式手洗い設備（ポリタンクにじゃ口をつけたもの等）
- 36リットル以上の水
- 石けん、ペーパータオル、消毒液
- 温度計を備えた冷蔵庫（冷凍庫）又はクーラーボックス
- ふた付ごみ箱

【問い合わせ先】 福岡市保健所東衛生課 食品係
TEL：092-645-1111